

日時・場所	令和5年1月10日（火）9時00分～ 庁議室
出席者	栢木市長、佐野副市長、西村教育長、遠藤議会事務局長、赤坂政策調整部長、川端総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、田中健康福祉部政策監、布施健康福祉部政策監、三上都市建設部長、吉川環境経済部長、馬野教育部長、事務局

## 1. 開会

### 【市長挨拶】

○6日（金）、1月2日、3日に開催された第99回東京箱根間往復大学駅伝競走に出場し1区を走られた、本市出身の中央大学1年、溜池一太さんが結果報告（個人：区間4位、大学：総合2位）のため、市役所を訪問された。

直前の情報提供にも関わらずメディアに取材していただき、新聞、テレビで当日の様子が報道された。今後も各所管において情報提供は積極的にお願ひする。

## 2. 議題

### 【審議事項】

#### ①野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について（協働推進課）

社会経済情勢の変化への対応や、地域住民の自立した日常生活及び社会生活を確保するための野洲市地域公共交通計画の策定が必要となることから、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会を設置し、新たな仕組みを構築する。これに伴い、現行の野洲市地域公共交通会議を削除するため所要の改正を行う。

→施行日が「公布の日から起算して3箇月を超えない範囲において規則で定める日」となっているが、何か理由はあるのか。

→直前に民間路線バス会社が料金改定を行う場合、本来は国土交通省の所管となるが、例外規定として、地域の意見を聞けば届け出だけで済むこととなっている。新しい計画の開始は5月頃の予定をしており、4月にそういった申し出があった際、対応出来るように3箇月を超えない範囲、とした。

→市の地域公共交通の所管は今後も市民部が担うのか。

→このことについて、現在、協議は受けていない。今後、野洲市において交通政策の展開を図る必要がある段階で、所管のあり方について検討していきたい。（総務部）

#### ②野洲市消防団員の定数、任免、給与、服務、懲戒等に関する条例の一部を改正する条例について 令和3年4月に消防庁から消防団員の処遇改善のための取組についての通知が出され、その中で、非常勤消防団員の報酬等の基準に基づく消防団員の年額報酬及び出動報酬の改善を求められていることから、消防団員の確保及び士気向上のためには処遇の改善が必要と判断し、年額報酬等の改正を行う。

#### ③野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について（健康推進課）

COPD検診の実効性及び効率性の検証並びに評価を行う組織の見直しを機に、「野洲市COPD検診運営委員会」を附属機関として位置付けるため、所要の改正を行う。

→「野洲市COPD検診運営委員会」だけを附属機関に位置付けるのはなぜか。

→COPD検診は国によるガイドラインが存在しないため、ガイドラインに代わる機能として当該委員会を市独自で設置している。また、設置された平成28年当時、本市の肺疾患が全国と比べて高かったことから、守山野洲医師会の協力を経て守山市との共同開催で実施している。しかし、守山市は報酬を支払われているが、本市は無報酬で出席いただいていた。守山市に準じて報酬を支払うべき重要な組織として位置付けようとする、本市のルール上「附属機関」に追加する必要があることから、今回の改正を行うこととなった。

#### ④野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について（地域医療政策課）

昨年9月1日より病院事業管理者が設置され、12月に新しい場所での新病院整備が機関決定されたことに伴い、市長の附属機関であった「野洲市民病院整備運営評価委員会」を、病院事業管理者の附属機関とするため、当該条例に関して所要の改正を行う。

- 「野洲市民病院整備事業等審議会」と改正されるが、整備事業等の「等」は何を指しているのか。  
→所掌事務に示されているとおり、当該委員会の事務は、野洲市民病院の整備事業における設計及び建設工事、医療機器整備並びに病院事業の運営に係る計画の審議に関する事務としており、「等」は病院事業の運営に係る計画の審議を指している。

#### 【報告事項】

#### ⑤政策提案型事業の選考過程及び結果について

第2次野洲市総合計画実施計画の主要事業以外で、従来の発想に捉われない新たな視点に立ち、本市政における喫緊の課題解決や、新たな手法の導入やチャレンジ精神あふれるモデル的な取組となる政策提案型事業を募集したところ、4件の応募があり、最終選考の結果、3件の事業が採用されたので、選考の過程及び結果について報告する。

- 応募4件のうち、1件が審査委員会で不通過となっているが、その理由は。  
→提案された内容が事業の赤字補填であったため、政策提案型事業として馴染まないと判断した。ただし、制度自体が本市初めての試みであり、内容を十分に周知できていなかったと考えている。今後、制度の周知方法や制度に馴染まないものは応募の段階で受け付けない等、課題を整理し事業の進め方について検討したい。

#### ⑥野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が公布されたことにより、関係条例の一部改正を行う。

#### ⑦市内小学校の教員によるいじめにかかる報告書について

昨年生じた市内小学校の教員による2件のいじめ事案について、概要、課題及び再発防止策について報告する。

- 今後の対応などは内容が一般的なまとめ方になっているが、大事なのは今回の事案が発生した背景の分析ができていのかどうかであり、そこをしっかりと説明した方が良い。  
→3月27日（月）に、教職員を対象に「こういう授業はやってはいけない」という全員研修会を行い、次年度から新しいスタートが切れれば、と思っている。

- 今後のスケジュールで、今月の全員協議会で報告後今月末に公表し、2月1日の総合教育会議で協議されると説明されたが、総合教育会議を経て公表した方が良いのではないか。
- 今月の全員協議会は案として報告するよう改める。
- 資料のまとめの中に、「今回の対応により、市内の教職員が熱意や志気を落とし、思い切った教育実践に取り組みなくなるのではないかとのご心配も少なからずいただきました。」とあるが、もう少し具体的に説明いただきたい。
- 「教員によるいじめ」という表現が、今後、思い切った教育実践に取り組もうとする際、教員の意識の中でブレーキが掛かってしまうのではないか、という懸念があった。
- 市長部局との関わり（人権問題）は記載しないのか。
- 市長部局との関わりについては大事なことであるが、今回は教育委員会としての報告書としてまとめさせていただいた。

⑧野洲市歴史民俗博物館条例の一部を改正する条例について

令和5年4月1日に施行される博物館法の改正に伴い、所要の改正を行う。

⑨全員協議会への提出事項について

令和5年1月23日(月)開催の全員協議会において、報告事項5件、連絡事項2件を提出する。

### 3. 次回部長会議の予定

1月16日(月)9時00分～ 庁議室

### 4. 閉会